

伊勢市公報

第412号
令和5年1月5日
木曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	3
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	38
○ 伊勢市福祉健康センター条例を廃止する条例	53
○ 伊勢市駅前一時保育室条例	55
○ 伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例	58
○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例	60
○ 伊勢市中央保健センター条例	64
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	68
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	70
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	72
規 則	
○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	75
○ 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	87
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則	89
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則	99
議会規則	
○ 伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則	112
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	115
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	134
○ 指定納付受託者の指定について	136
○ 道路の区域変更について	138
○ 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について	139
○ 伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズの指定管理者の指定について	140
教育委員会告示	
○ 伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの指定管理者の指定について	141
○ 伊勢市北浜スポーツグラウンドの指定管理者の指定について	142
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	143
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	144
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	145

上下水道事業公告

- 公共下水道事業受益者負担金の令和5年度賦課対象区域について

146

伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに
公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第34号

伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(伊勢市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号）

の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）第22条第1項に規定する職
- (2) 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）第4条に規定する職
- (3) 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）第5条に規定する職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるた

め、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の

規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ただし、伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する医師及び歯科医師については、この限りでない。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、

同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成20年伊勢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「その他法律」を「その他の法律」に改め、「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 伊勢市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(伊勢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年伊勢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「定める報酬の額」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるとときは、当該額を減ずるものとする。

(伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊勢市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第12条第1項第1号並びに第17条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 伊勢市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第3号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 伊勢市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第13条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表第13条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第30条の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第22条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（伊勢市職員給与条例の一部改正）

第8条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者に」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に」に、「給料月額のうち」を「基準給料月額のうち」に、「その者の属する」を「前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する」に、「応じた額」を「応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定に

より定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第2項を削る。

第13条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「1箇月あたり」を「1箇月当たり」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「達するまで」を「達するまでの間」に改め、同条第4項中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に改め、「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「勤務時間外に」を「勤務時間を超えて」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第1項中「職員の」を「職員の職の」に改め、「(以下「管理職員」という。)」を削り、同条第2項中「その管理職員」を「前項に規定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)」に改め、同条第3項中「第1項に規定する職にある職員」を「管理職員」に改める。

第25条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に改め、「職員に対し、」の次に「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条中「第10条から第12条まで」を「第6条第3項から第8項まで、第10条、第11条及び第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び9項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第3項から第8項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）第1条の規定による改正前の伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号。以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

- (3) 伊勢市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (4) 伊勢市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第5項（第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第14項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

22 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定		基準給							
年		料月額							

前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5」を「第22条の4第1項」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項、」を削る。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第3項において」に改め、「定める額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第9条第2項中「18日」を「18日（1月間の日数（伊勢市の休日を含める条例（平成17年伊勢市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」に、「すべて」を「全て」に改める。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第5項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加える。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第16項」を加える。

附則第9項中「第5条まで」の次に「又は附則第15項若しくは第16項」を、「第5条の3まで」の次に「及び附則第15項から第23項まで」を加える。

附則第10項中「第5条の2」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第11項中「第5条」の次に「又は附則第16項」を加える。

附則に次の9項を加える。

- 15 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第15項」とする。
- 16 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第16項」とする。
- 17 前2項の規定は、伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）第1条の規定による改正前の伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号。以下「令和4年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 18 伊勢市職員給与条例附則第14項の規定による職員の給料月額の変改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 19 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年

(附則第17項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳)に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第17項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 20 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の3」とする。

附則第17項に規定する職員以外の者	60歳
附則第17項に規定する職員	65歳

- 21 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の規定の適用については、第5条の3及び第8条第1項第1号中

「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

22 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第20項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第20項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相

当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第23条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第13条 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成18年伊勢市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「、新条例」を「、伊勢市職員退職手当支給条例」に、「附則第12項」を「第12項」に改める。

(伊勢市職員の再任用に関する条例の廃止)

第14条 伊勢市職員の再任用に関する条例（平成17年伊勢市条例第24号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の伊勢市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同

じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に

採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、

令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、市が加入する一部事

務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、一部事務組合等における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達

しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法

第22条の4第4項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合に

における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同

じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（附則第5条第1項

若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)を除く。)に対する第3条の規定による改正後の伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定に適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

（伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。

（伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第3条、第4条第2項、第12条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第17条の規定を適用する。

（伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 第8条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「新給与条例」という。）附則第14項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、

- 当該暫定再任用職員が新給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新給与条例第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第7条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
 - 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第7条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
 - 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定を適用する。
 - 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第25条第3項の規定を適用する。
 - 7 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合にお

ける勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。））」とする。

8 新給与条例第6条第3項から第8項まで、第10条、第11条及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 第4項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同項、同条第5項及び同条例第3条第2項の規定を適用する。

（伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第1条の規定の適用については、同条中「採用された者」とあるのは、「採用された者並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

2 新退職手当条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期

間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、第11条の規定による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新上下水道給与条例」という。）第23条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、新上下水道給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び新上下水道給与条例第23条に規定する職員とみなして、新上下水道給与条例第2条第1項及び第23条の規定を適用する。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、第12条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新病院給与条例」という。）第25条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、新病院給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び新病院給与条例第25条に規定する職員とみなして、新病院給与条例第2条第1項及び第25条の規定を適用する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第35号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900

10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700

36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	

62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	

88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					

	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700

16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000

42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100

68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700

94	294,900
95	295,200
96	295,600
97	295,800
98	296,100
99	296,500
100	296,900
101	297,100
102	297,400
103	297,800
104	298,100
105	298,300
106	298,600
107	299,000
108	299,300
109	299,500
110	299,900
111	300,300
112	300,600
113	300,800
114	301,000
115	301,300
116	301,700
117	301,900
118	302,100
119	302,400

120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する

る条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定及び第3条の規定による改正後の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第28条第2項の規定、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）第6条第2項の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正

後の教育長給与条例」という。) 第3条第3項の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。) 第4条第3項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市福祉健康センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 36 号

伊勢市福祉健康センター条例を廃止する条例

伊勢市福祉健康センター条例（平成 17 年伊勢市条例第 84 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（伊勢市重要な公の施設に関する条例の一部改正）

2 伊勢市重要な公の施設に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

（伊勢市児童館条例の一部改正）

3 伊勢市児童館条例（平成 17 年伊勢市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市中央児童センターの項を削る。

別表第 1 及び別表第 2 中

伊勢市黒瀬児童センター
伊勢市中央児童センター

を

「
伊勢市黒瀬児童センター
」に改める。

伊勢市駅前一時保育室条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第37号

伊勢市駅前一時保育室条例

(設置)

第1条 伊勢市特別保育の実施に関する条例(平成27年伊勢市条例第8号)

第2条第4号に掲げる一時保育を行うことにより児童及び保護者の福祉の増進を図るための施設として、伊勢市駅前一時保育室(以下「一時保育室」という。)を設置する。

(位置)

第2条 一時保育室の位置は、伊勢市宮後1丁目1番35号とする。

(利用の制限等)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時保育室を利用する者(以下「利用者」という。)に対して、一時保育室の利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者が感染症の疾病その他の理由により他の利用者に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 一時保育室の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(損害賠償)

第4条 故意又は過失により一時保育室の施設、設備又は附属器具を亡失し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月31日までの間において規則で定める日から施行する。

(伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別保育の実施に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき」を「により」に、「(以下「保育所」という。)&」及び伊勢市立認定こども園条例」を「、伊勢市立認定こども園条例」に、「認定こども園(以下「認定こども園」という。)&」を「伊勢市立認定こども園及び伊勢市駅前一時保育室条例(令和4年伊勢市条例第37号)第1条の規定により設置した伊勢市駅前一時保育室」に改め、「緊急に」を削る。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 一時保育 次に掲げる者について、一時的に行う保育をいう。

ア 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童

イ 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、一時的に保育を行うことが望ましいと認められる児童

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第38号

伊勢市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市子育て支援センター条例（令和元年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

伊勢市駅前子育て支援センター	伊勢市宮後1丁目1番35号
----------------	---------------

第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条を第5条とし、第10条を第6条とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条から第7条までを削り、第8条を第4条とし、第9条を第5条とし、第10条を第6条とする改正規定 令和5年2月1日
- (2) 第2条の表に次のように加える改正規定 令和5年5月31日までの間において規則で定める日

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 39 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例

(設置)

第 1 条 障がい者及びその家族等の福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、伊勢市障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 基幹相談支援センターの位置は、伊勢市宮後 1 丁目 1 番 35 号とする。

(事業)

第 3 条 基幹相談支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (2) 障がい者の地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (3) 障がい者の地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進に係る取組に関すること。
- (4) 障がい者の権利の擁護及び虐待の防止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に基幹相談支援センターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する業務

(開館時間)

第6条 基幹相談支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、基幹相談支援センターの開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 基幹相談支援センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、基幹相談支援センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用対象者)

第8条 基幹相談支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する障がい者及びその家族等

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基幹相談支援センターを利用する者に対して、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(3) 基幹相談支援センターの施設、設備又は附属器具を損傷するおそれ

があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

(5) 基幹相談支援センターの管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により基幹相談支援センターの施設、設備又は附属器具を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年5月31日までの間において規則で定める日から施行する。

伊勢市中央保健センター条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第40号

伊勢市中央保健センター条例

(設置)

第1条 保健衛生の向上並びに市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、伊勢市中央保健センター（以下「中央保健センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 中央保健センターの位置は、伊勢市宮後1丁目1番35号とする。

(事業)

第3条 中央保健センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康相談、保健指導及び健康教育に関すること。
- (2) 健康診査及び検診に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 市民による保健衛生の活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生の向上並びに市民の健康の保持及び増進を図るため必要な事業

(利用対象者)

第4条 中央保健センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有し、前条各号に掲げる事業の対象となる者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中央保健センターを利用する者に対して、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めると

き。

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) 中央保健センターの施設、設備又は附属器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。
- (5) 中央保健センターの管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により中央保健センターの施設、設備又は附属器具を亡失し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年5月31日までの間において規則で定める日から施行する。

(伊勢市福祉健康センター条例の一部改正)

- 2 伊勢市福祉健康センター条例（平成17年伊勢市条例第84号）の一部を次のとおり改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条ただし書中「第3条第3号、第4号及び第6号」を「第3条第3号及び第5号」に改める。

第6条第1号中「（第3号を除く。）」を削る。

第8条第1項第3号を削り、同項第4号ア中「第4条第4号ア」を「第

4条第3号ア」に改め、同号を同項第3号とする。

第9条中「前条第1項第4号イ」を「前条第1項第3号イ」に改める。

別表第1伊勢市中央保健センターの項を削る。

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する

条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第41号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成17年伊勢市条例第162号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項第4号中「第64条第1項ただし書」を「第64条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第42号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準に関する条例及び伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

(伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準に関する条例の一部改正)

第1条 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように
改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第2条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 43 号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成 17 年伊勢市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の会議の開催方法の特例）

第 14 条の 2 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第 19 条第 1 項の秘密会は、この限りでない。

(1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延防止の観点から、委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合

(2) 大規模災害等の発生により委員が委員会の招集場所への参集が困難な場合

2 オンラインで委員会に参加を希望する委員は、あらかじめ委員長に申し出て、その許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て、委員会にオンラインで参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 17 条に次の 1 項を加える。

2 前項の委員長又は委員で第 14 条の 2 第 3 項の規定により委員会に出席したとみなされるものは、前項ただし書の規定による発言をオンライ

ンで行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第51号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則及び伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改正)

第1条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

	「		「		
		26		25	
		26		26	
		27		26	
		27		26	
		28		27	
		28		27	
		29		27	
		29		28	
		30		28	
		30		28	
		31		29	
		31		29	
		32		30	
		32		30	
		33		31	
		33		31	
		34		32	
別表第5中		34	を	32	に改める。

35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500	

20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500

46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	

72	216,400	253,900	284,000	312,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100
75	217,400	255,000	286,300	313,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000
77	218,200	255,800	287,700	314,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500
79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700

98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	

	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。
- この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

「

57

「

56

「

59

「

58

別表第5中

57
57
57
58
58

を

57
57
57
57
57

に、

59
59
59
60
60
61

を

58
58
59
59
59
59

に、

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50

を

41
42
42
43
43
44
44
44
45
46
47
48
48
49
50

に、

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60

を

53
54
54
54
54
55
55
55
56
56
56
56
57
57
58
58
59
59

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（以下「改正後の基準規則」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の基準規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（以下「改正前の基準規則」という。）の規定による号給に達しない職員及び改正後の技能労務職員規則の規定による号給が第2条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の技能労務職員規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の基準規則又は改正後の技能労務職員規則の規定にかかわらず、それぞれ改正前の基準規則又は改正前の技能労務職員規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、

前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合には、改正前の技能労務職員規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員規則の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 52 号

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則
伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成 22 年伊勢市規則第 26
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(7) 伊勢市障がい者基幹相談支援センター

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 53 号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則（平成 27 年伊勢市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 10 第 2 号及び第 3 号中「施設等利用費請求書（償還払い用）」を「施設等利用費請求書（償還払用）」に改める。

様式第 13 号の 11 から様式 13 号の 13 までを次のように改める。

（宛先）伊勢市長

施設等利用費請求書（法定代理受領用）

私立幼稚園（新制度移行園を除く。）、国立大学附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部が
施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、伊勢市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払に当たり、次の事項に同意します。

- 1 実際の利用状況等について、伊勢市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 2 利用料の請求・支払状況を伊勢市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
- 3 伊勢市の要請、質問等に対応すること。

記

1 特定子ども・子育て支援提供者（請求者）

フリガナ		請求者の 所属団体	
特定子ども・子育て支援提供者氏名 （請求者）		請求者の 役職名等	

2 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称		(市外の場合のみ記入)	電話：
フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の運営団体名		(市外の場合のみ記入)	電話：

3 施設等利用費請求金額

請求する 年 月 分	年 月 分	請求金額	円
---------------	-------	------	---

4 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5 振込先(※)

- 公金受取口座を利用する。（利用する場合は、口座情報の記入不要）
- 公金受取口座を利用せず、次の振込口座を指定する。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※ 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	フリガナ 認定子どもの氏名	幼稚園の契約状況		月途中の入退園 レ及び入園(退園)日を記入	入園料月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	月額利用料(保育料) (c) ※3 ※5
			契約形態・ 契約している利用料 ※1	今年度分の入園料が 発生している場合に記入 ※2		利用料合計 (d=b+c)	月額上限額(e) ※6
						請求額(dとeを比較して小さい方)	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	・入園日 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約 円	・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a)	<input type="checkbox"/> 入園(日)	円	円
			<input type="checkbox"/> 時間契約	(納入金額 円)	<input type="checkbox"/> 退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	・入園日 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約 円	・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a)	<input type="checkbox"/> 入園(日)	円	円
			<input type="checkbox"/> 時間契約	(納入金額 円)	<input type="checkbox"/> 退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	・入園日 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約 円	・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a)	<input type="checkbox"/> 入園(日)	円	円
			<input type="checkbox"/> 時間契約	(納入金額 円)	<input type="checkbox"/> 退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	・入園日 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約 円	・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a)	<input type="checkbox"/> 入園(日)	円	円
			<input type="checkbox"/> 時間契約	(納入金額 円)	<input type="checkbox"/> 退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	・入園日 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約 円	・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a)	<input type="checkbox"/> 入園(日)	円	円
			<input type="checkbox"/> 時間契約	(納入金額 円)	<input type="checkbox"/> 退園(日)	円	
	年 月 日		<input type="checkbox"/> 月額契約	・入園日 年 月 日	<input type="checkbox"/> なし	円	円
			<input type="checkbox"/> 日額契約 円	・入園料 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (a)	<input type="checkbox"/> 入園(日)	円	円
			<input type="checkbox"/> 時間契約	(納入金額 円)	<input type="checkbox"/> 退園(日)	円	

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

※2 入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、入園料「有」でその金額を記入してください。

※3 途中入退園の場合は、12ではなく当該年度の在籍月数で除してください(10円未満の端数切捨て)。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください(10円未満の端数がある場合は切捨て)。

※5 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数としてください。

(月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

（宛先）伊勢市長

施設等利用費請求書（償還払用）

幼稚園、認定こども園又は特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、伊勢市内に居住していることを伊勢市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを伊勢市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を伊勢市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を伊勢市が確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	<small>※償還払の場合の振込先は、請求者名義の口座です。</small>		現住所	電話：		

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した。 <input type="checkbox"/> 転出した。			
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入・転出日を記入			年 月 日

3 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した。 <input type="checkbox"/> 途中退園した。	
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合は、その年月日を記入			年 月 日

4 償還払の振込先を記入してください。（※1）

- 公金受取口座を利用する。（利用する場合は、口座情報の記入不要）
- 公金受取口座を利用せず、次の振込口座を指定する。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
銀行・信用金庫	支店	口座番号			
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)			

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください。>

5 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合は記入（※2）

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※3参照）における施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 （「c+d」か月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は、通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が、第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

（宛先）伊勢市長

施設等利用費請求書（償還払用）

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育又は子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、伊勢市内に居住していることを伊勢市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを伊勢市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を伊勢市が対象施設に確認すること。
- 4 課税状況を伊勢市が確認すること。

記

1 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	<small>※償還払の場合の振込先は、請求者名義の口座です。</small>		現住所	電話：		

2 認定子ども（認定子どもごとに申請してください。）

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した。 <input type="checkbox"/> 転出した。			
上記で転入又は転出に該当した場合は、転入・転出日を記入			年 月 日

3 償還払の振込先を記入してください。（※1）

- 公金受取口座を利用する。（利用する場合は、口座情報の記入不要）
- 公金受取口座を利用せず、次の振込口座を指定する。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	施設・事業名	所在地	〒		
				電話：		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ	施設・事業名	所在地	〒		
				電話：		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ	施設・事業名	所在地	〒		
				電話：		
	契約している利用料※2	<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円	<input type="checkbox"/> 時間額

<裏面も記入してください。>

④	フリガナ	所在地	〒 電話：		
	施設・事業名				
契約している利用料※2		□月額	円 □日額	円 □時間額	円
⑤	フリガナ	所在地	〒 電話：		
	施設・事業名				
契約している利用料※2		□月額	円 □日額	円 □時間額	円
⑥	フリガナ	所在地	〒 電話：		
	施設・事業名				
契約している利用料※2		□月額	円 □日額	円 □時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所にはレを記入し、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

5 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した「別紙 活動報告書」も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（10円未満の端数がある場合は、切捨て）

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は、次のとおりとなります。

・途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：

$37,000(42,000)円 \times \text{転出日までの日数} \div \text{その月の日数}$

・途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：

$37,000(42,000)円 \times \text{転入先での認定日からの日数} \div \text{その月の日数}$

活動報告書

1 援助実施日時 年 月 日 ()

2 子どもの氏名等

子どもの氏名	男女	年齢	時間
		歳	: ~ : (時間 分)
		歳	: ~ : (時間 分)
		歳	: ~ : (時間 分)

3 援助活動内容

時間	内容	感想など
	いずれかに○を付けてください。 ① 預かりのみ ② 預かりと送迎 ③ 送迎のみ	感じたことや子どもの様子などを記入

4 報酬等

①報酬	単価 (円) × 時間 (時間)	円
	単価 (円) × 時間 (時間)	円
②交通費		円
③食事 (おやつ)		円
④キャンセル料		円
合計		円

※上記について確認し、精算を終了しましたので報告します。

年 月 日

〇〇市ファミリー・サポート・センターなど (施設名(センター名))

援助を行う会員(提供会員など)

援助を受ける会員(依頼会員など)

会員番号

会員番号

氏名

氏名

※ 幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、3の①②の援助活動(送迎のみは、対象外)に対して支払われた4①の費用(②③の実費や④のキャンセル料は、対象外)に限ります。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 54 号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 1 条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第8号（第4条関係）

（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）
支給申請書

【 年 月分】

（宛先） 伊勢市厚生福祉事務所長

年 月 日

次のとおり、関係書類を添えて（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）の支給を申請します。

フリガナ				障害福祉サービス受給者証番号
申請者氏名				
個人番号				地域相談支援受給者証番号
申請者 生年月日	年	月	日	
居住地				
フリガナ		生年 月日	年	月
給付決定に係る 児童氏名				
児童個人番号				
特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域 相談支援給付費請求額				円

申請書 提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者 との関係	
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

上記に関する（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）を下記の口座に振り込んでください。

口座 振込 依頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。			

（注意）この申請書に該当月分の領収証及びサービス提供証明書を添付してください。

市記入欄

領収書確認欄	サービス提供 証明書確認欄	備考

様式第 36 号及び様式第 37 号を次のように改める。

高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法											
申請者氏名 （支給決定障害者等氏名）											制度		受給者証番号・被保険者証番号									
個人番号																						
生年月日	年 月 日																					
居住地	〒										電話番号											
フリガナ											続柄											
支給決定に係る児童氏名											生年月日		年 月 日									
児童個人番号																						
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額											申請に係るサービス利用月		年 月分									
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額																						
他の同一世帯に属する支給決定障害者	氏名					生年月日					①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法											
											制度		受給者証番号・被保険者証番号									
	個人番号：																					
	個人番号：																					
個人番号：																						

（注1） 支払額を証する領収書を添付してください。

（注2） 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。

（注3） 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合					本店 支店 出張所					種目		口座番号									
	金融機関コード					店舗コード					1 普通預金 2 当座預金 3 その他											
	フリガナ																					
	口座名義人																					
□公金受取口座を利用します。																						

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外(下の欄に記入)																	
フリガナ											申請者との関係							
氏名																		
住所	〒										電話番号							

(その2)

高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ										
申請者氏名	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ②介護保険法									
個人番号	制度	受給者証番号・被保険者証番号								
生年月日	年	月	日							
居住地	〒 電話番号									
サービス利用月の 障害福祉相当介護 保険サービス支払額 (注)	申請に係る サービス利用月		年 月分		65歳に達するま での介護保険法に よる保険給付の 受給有無			<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載(本人支払額があれば分けて記載)してください。

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

振 込 先	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種目		口座番号					
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	フリガナ											
	口座名義人											
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。											

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ			申請者 との関係
氏名			
住所	〒 電話番号		

高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒 ー
様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2の規定に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 (保護者)又は 対象者の氏名		受給者 証番号												
支給決定に係る 児童氏名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係る サービス利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	
不支給の理由			

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号											
	口座名義人											
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座											

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成 24 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

様式第 8 号を次のように改める。

特例障害児通所給付費支給申請書

【 年 月分】

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

年 月 日

次のとおり、関係書類を添えて特例障害児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ					受給者証番号			
申請者氏名								
個人番号								
申請者 生年月日	年 月 日							
居住地								
フリガナ				生年 月日	年 月 日			続柄
給付決定に係る 児童氏名								
児童個人番号								
特例障害児通所給付費 請求額							円	

申請書 提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ 氏名			申請者 との関係
住所	〒		
	電話番号		

上記に関する特例障害児通所給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座 振込 依頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他
	金融機関コード		店舗コード	
			口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。				

(注意) この申請書に該当月分の領収証及び通所サービス提供証明書を添付してください。

市記入欄

領収書確認欄	サービス提供 証明書確認欄	備考

様式第 20 号及び様式第 21 号を次のように改める。

高額障害児通所給付費支給申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障害児通所給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ		①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法										
申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)		制度	受給者証番号・被保険者証番号									
個人番号												
生年月日	年 月 日											
居住地	〒											
フリガナ		続柄										
給付決定に係る児童氏名		生年月日	年 月 日									
児童個人番号												
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額				申請に係るサービス利用月		年 月分						
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額												
同一世帯に属する他の 支給決定障害者	氏名	生年月日	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律②児童福祉法③介護保険法									
			制度	受給者証番号・被保険者証番号								
	個人番号：											
	個人番号：											
個人番号：												

（注1）支払額を証する領収書を添付してください。

（注2）申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害児通所給付費を下記の口座に振り込んでください。

振込先	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他								
	フリガナ										
	口座名義人										
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。										

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所	〒		
		電話番号	

高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日 号

〒 - 様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日に申請のありました高額障害児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名		受給者証番号												
給付決定に係る児童氏名														

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
不支給の理由			

振込先	金融機関											
	口座種目											
	口座番号											
	口座名義人											
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座											

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

伊勢市議会議長 品川 幸久

伊勢市議会規則第1号

伊勢市議会会議規則の一部を改正する規則

伊勢市議会会議規則（平成17年伊勢市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第92条」を「第92条の2」に、「第163条」を「第163条・第163条の2」に改める。

第2章第1節中第92条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第92条の2 この章における出席委員には、伊勢市議会委員会条例（平成17年条例第212号。以下「条例」という。）第14条の2第3項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）で委員会に出席したものとみなされる委員を含む。

第115条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、条例第14条の2第1項の規定により、委員会がオンラインで開かれているときは、委員でない議員は、オンラインで説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第127条に次のただし書を加える。

ただし、条例第14条の2第3項の規定により、オンラインによる委員会に出席したものとみなされる委員は、この限りでない。

第129条の見出し中「起立」を「起立又は挙手」に改め、同条第1項中「を起立させ、起立者の」を「に起立又は挙手をさせ、その」に改める。

第134条中「起立」を「起立又は挙手」に改める。

第139条見出し中「の委員会出席」を「による説明」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、条例第14条の2第1項の規定により、委員会が

オンラインで開かれているときは、紹介議員は、オンラインで第1項の説明を行うことができる。

第163条第6項中「前各項」を「前各項及び次条」に改める。

第7章中第163条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第163条の2 前条の協議等の場のうち、総務政策委員協議会、教育民生委員協議会及び産業建設委員協議会については、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延又は大規模災害等の発生等により、その構成員が招集場所に参集することが困難であると招集権者が認めるときは、オンラインで開くことができる。ただし、秘密会は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月21日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第 11 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表 1 の項中「375,000 円」を「376,000 円」に改める。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

病院企業一般職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	

13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400

39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		

65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	

91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						

	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	号給	円	円	円	円	円
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400

7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200

33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600

59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	

85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	

111	232,000	265,600	302,400
112	232,400	265,800	302,700
113	232,600	266,000	302,900
114	233,100	266,300	303,200
115	233,600	266,500	303,500
116	234,100	266,700	303,700
117	234,400	267,000	303,900
118	234,800	267,300	304,200
119	235,200	267,600	304,500
120	235,600	267,900	304,700
121	236,000	268,100	304,900
122		268,300	305,200
123		268,600	305,500
124		268,900	305,700
125		269,100	305,900
126		269,300	306,200
127		269,600	306,500
128		269,900	306,700
129		270,100	306,900
130		270,300	307,200
131		270,600	307,500
132		270,900	307,700
133		271,100	307,900
134		271,300	
135		271,600	
136		271,900	

	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

病院企業医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	号給	円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100	

12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
22	327,100	398,300	450,300	515,700	
23	330,500	400,200	452,600	517,600	
24	333,800	401,800	454,900	519,500	
25	337,300	403,800	456,900	521,200	
26	339,800	406,100	459,200	523,000	
27	342,400	408,300	461,400	524,800	
28	344,700	410,600	463,700	526,600	
29	347,100	412,900	465,800	528,200	
30	348,900	415,000	468,100	530,000	
31	350,700	417,000	470,400	531,800	
32	352,700	419,100	472,600	533,600	
33	354,900	421,000	474,600	535,200	
34	357,200	422,800	476,700	537,000	
35	359,300	424,600	478,800	538,700	
36	361,600	426,600	480,900	540,500	
37	363,700	428,500	483,000	542,100	

38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800

64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	

	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

別表第6中 「

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31

 を 「

27
27
28
28
28
28
29
29
30
30
30

 に改める。

31
31
32

」

31
31
31

」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号給がこの規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者が号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 新規程の規定を適用する場合には、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市告示第 172 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 4 年 11 月 25 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	7 台
〃	令和 4 年 11 月 25 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	2 台
計			9 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 173 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社が提供する決済システムを利用して納付される次の歳入の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 4 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社
東京都品川区西五反田 7 丁目 7 番 7 号 S G スクエア 7 階
- 2 指定をした日
令和 4 年 12 月 20 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
 - (1) 税務諸手数料（総務部課税課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課及び御薊総合支所生活福祉課（以下「総務部課税課等」という。）の所管事務に係るものに限る。）
 - (2) 自動車臨時運行許可手数料（総務部課税課等の所管事務に係るものに限る。）
 - (3) 標識弁償金（総務部課税課等の所管事務に係るものに限る。）
 - (4) 戸籍等証明手数料（二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福

祉課及び御菌総合支所生活福祉課（以下「各総合支所生活福祉課」という。）の所管事務に係るものに限る。）

(5) コピー使用料（各総合支所生活福祉課の所管事務に係るものに限る。）

(6) 郵便料金負担金（小俣総合支所生活福祉課の所管事務に係るものに限る。）

4 指定期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

伊勢市告示 174 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	朝熊 17 号線	朝熊町字畑ケ田 1868 番 1 地内から朝熊町字畑ケ田 1868 番 1 地内まで	旧	7.90～ 22.40	17.9
			新	10.96～ 26.51	17.9

伊勢市告示第 175 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市福祉健康センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市御薊町長屋 2767 番地

社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会

会長 宮崎 吉博

2 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

伊勢市告示第 176 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 4 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市常磐 2 丁目 10 番 12 号

認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家

理事長 藤田 慶子

2 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市小俣総合体育館及び伊勢市大仏山公園スポーツセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和4年12月28日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者となる団体

伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 番地 4

株式会社 スコルチャ三重

代表取締役 濱田 典保

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市北浜スポーツグラウンドの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和4年12月28日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者となる団体

伊勢市村松町 4011 番地 1

村松町会

会長 相口 喜美

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 4 年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
405	有限会社 竜川組	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 13 号	令和 4 年 12 月 12 日	令和 9 年 12 月 12 日

伊勢市公告第 90 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 4 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 91 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和 4 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和5年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和4年12月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和5年度賦課対象区域

1 いせ第4負担区

桜木町、中之町、常磐町、浦口町、浦口3丁目、浦口4丁目、二俣1丁目、二俣2丁目、二俣3丁目、辻久留1丁目、辻久留2丁目、竹ヶ鼻町、黒瀬町、通町、勢田町の各一部

2 第5負担区

辻久留2丁目、中島1丁目、野村町の各一部



別図 野村町

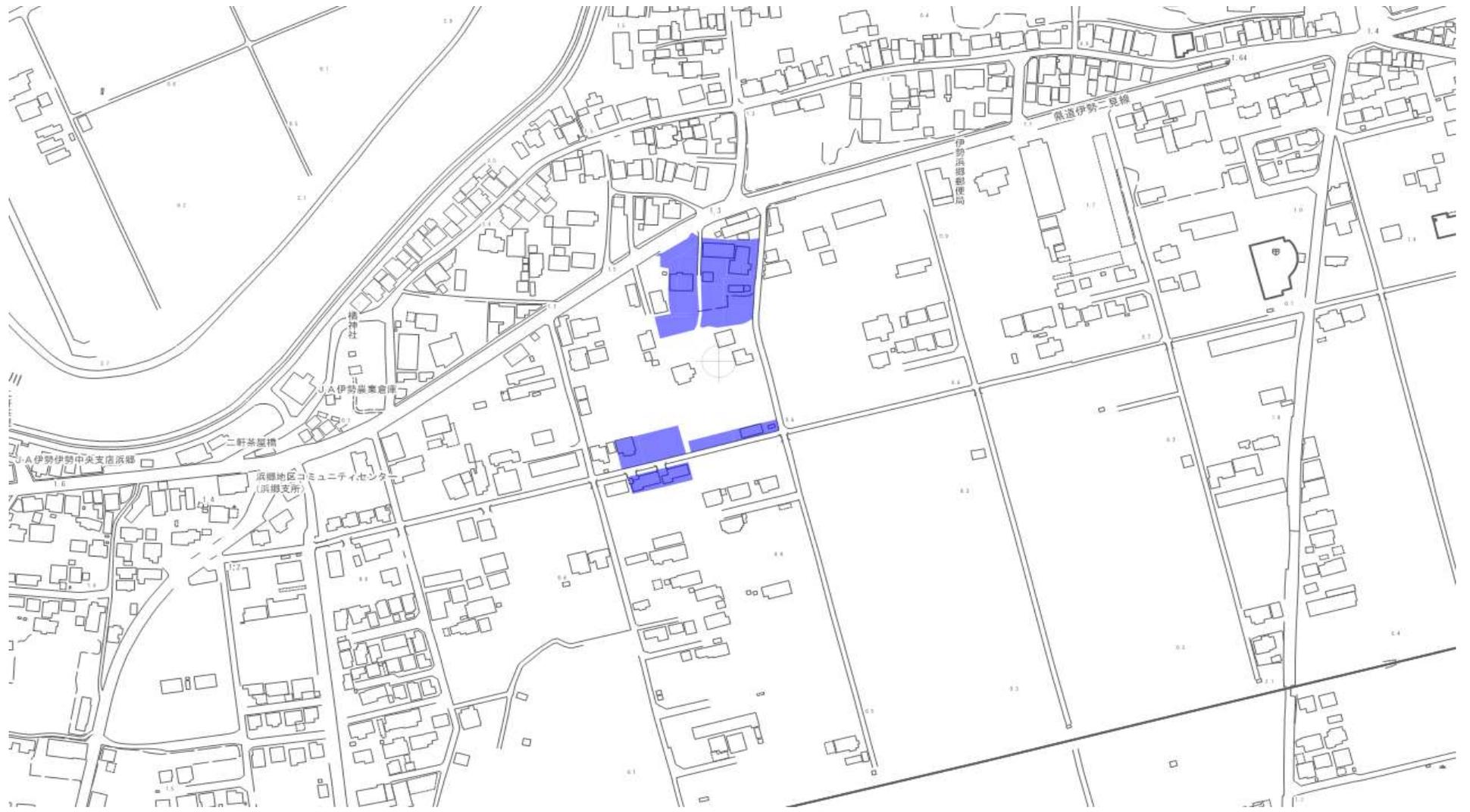
令和5年度 賦課対象区域



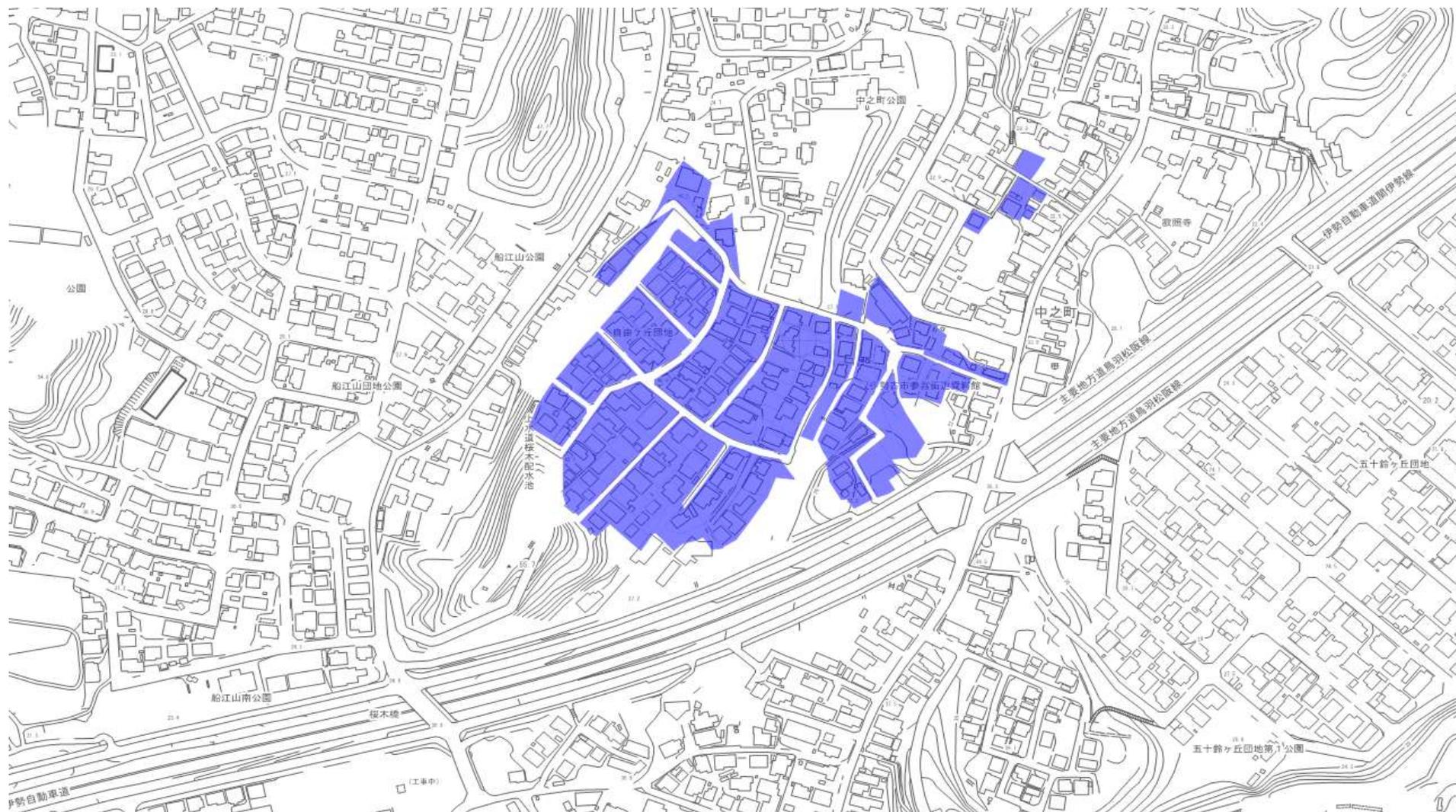
令和5年度 賦課対象区域



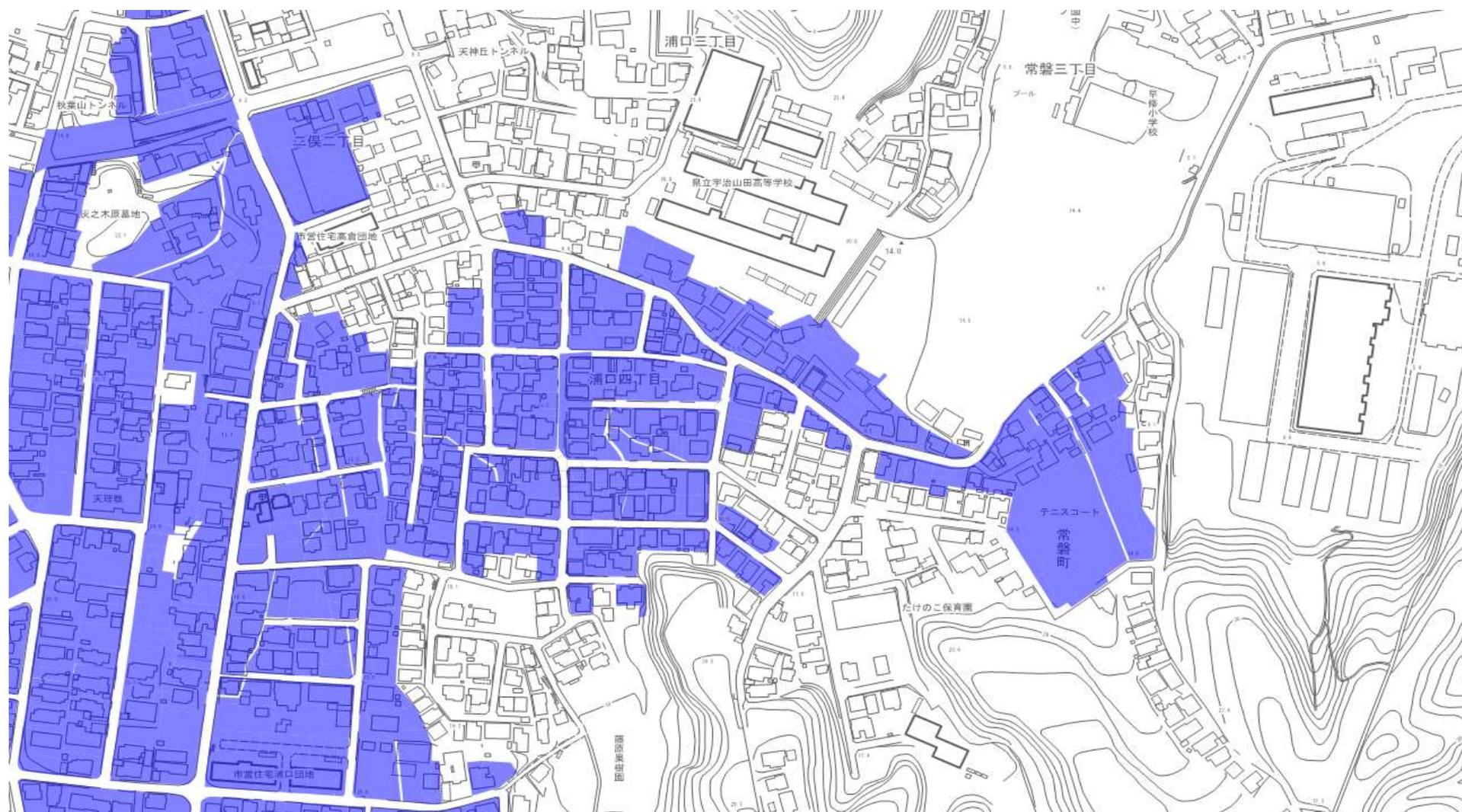
令和5年度 賦課対象区域



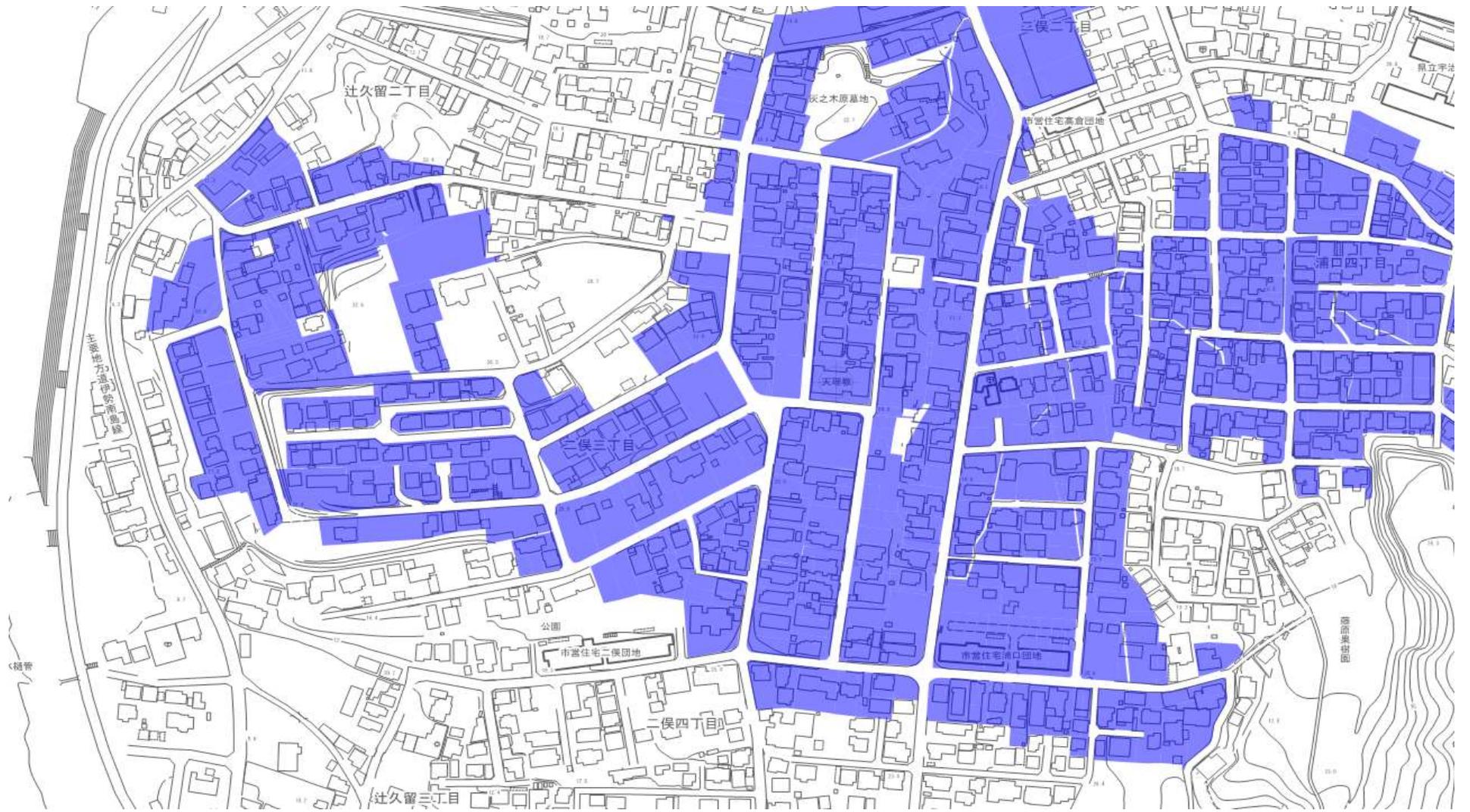
令和5年度 賦課対象区域



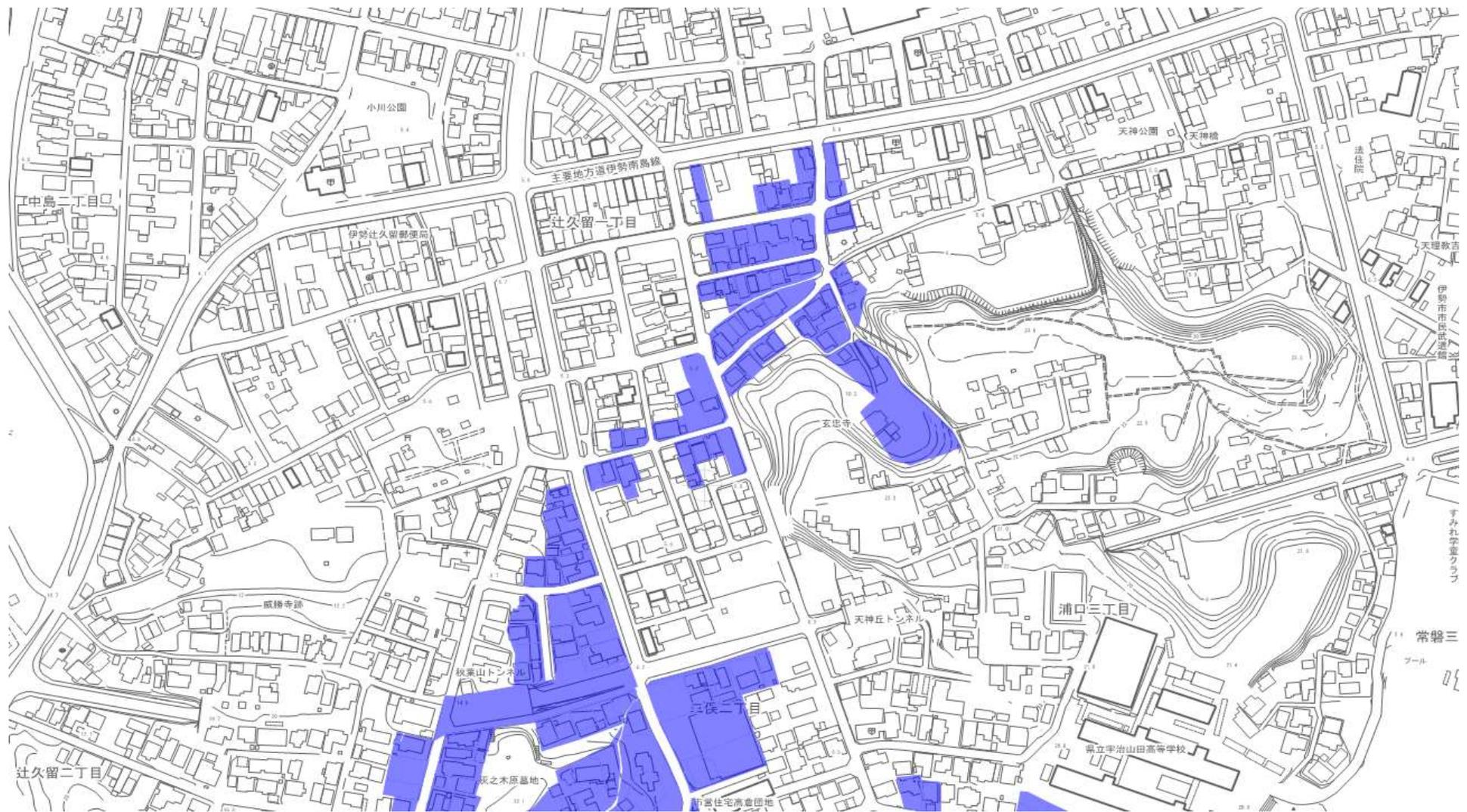
令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



令和5年度 賦課対象区域



■ 令和5年度 賦課対象区域